

津幡町選挙管理委員会告示第79号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合の署名者の最低数（選挙権を有する者の総数の6分の1の数）は、次のとおりである。

令和8年6月1日

津幡町選挙管理委員会

5,212人